

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 沖縄総合事務局長

【提出日】 2025年9月8日

【会社名】 オリオンビール株式会社

【英訳名】 ORION BREWERIES, LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 兼 執行役員社長CEO 村野 一

【本店の所在の場所】 沖縄県豊見城市字豊崎1番地411

【電話番号】 098-911-5229

【事務連絡者氏名】 執行役員副社長CF0 亀田 浩

【最寄りの連絡場所】 沖縄県豊見城市字豊崎1番地411

【電話番号】 098-911-5232

【事務連絡者氏名】 執行役員副社長CF0 亀田 浩

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした売出金額】 売出金額
(引受人の買取引受による売出し)
ブックビルディング方式による売出し 22,739,640,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)
ブックビルディング方式による売出し 3,410,880,000円
(注) 売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における
見込額であります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2025年8月21日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、引受人の買取引受による売出し21,672,400株が27,563,200株に、オーバーアロットメントによる売出し3,250,800株が4,134,400株に変更されるとともに、ブックビルディング方式による売出し31,697,600株(引受人の買取引受による売出し27,563,200株・オーバーアロットメントによる売出し4,134,400株)の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項を、2025年9月8日開催の取締役会において決定いたしましたので、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第二部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容」の記載内容の一部を訂正するため、加えて、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」の「2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について」及び「3. ロックアップについて」の記載内容の一部を訂正し、「7. 親引け先への販売について」及び「8. 投資家による引受人の買取引受による売出しにおける関心の表明について」を追加記載するため、並びに2025年8月21日付をもって提出した有価証券届出書の添付書類として提出した独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書を差し替えるため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第2 売出要項

- 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)
- 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)
 - (2) ブックビルディング方式
- 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)

募集又は売出しに関する特別記載事項

2. グリーンシュエーションとシンジケートカバー取引について
3. ロックアップについて
7. 親引け先への販売について
8. 投資家による引受人の買取引受による売出しにおける関心の表明について

第二部 企業情報

第2 事業の状況

- 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
 - (1) 経営成績等の状況の概要
 - a. 財政状態の状況
 - (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容(参考情報)

(添付書類の差し替え)「独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書」

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

上記の添付書類を再提出しております。

第一部 【証券情報】

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

(訂正前)

2025年9月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日(2025年9月25日(木))に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による売出しは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで売出価格を決定する方法をいう。)により決定される価格で行います。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	<u>21,672,400</u>	<u>16,687,748,000</u>	東京都千代田区大手町2丁目2番2号 野村キャピタル・パートナーズ第一 号投資事業有限責任組合 <u>11,052,900株</u> Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands CJP MC Holdings, L.P. <u>10,619,500株</u>
計(総売出株式)	—	<u>21,672,400</u>	<u>16,687,748,000</u>	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 引受人の買取引受による売出しに係る株式の一部は、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。)される予定であります。なお、海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年9月16日)に決定されます。海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 6. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
3. 上記売出数21,672,400株には、日本国内における販売(以下「国内販売」といい、国内販売される株数を「国内販売株数」という。)に供される株式と海外販売に供される株式が含まれており、上記売出数21,672,400株は、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数の上限の株数であります。最終的な引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数は、引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年9月16日)に決定されます。
4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(770円)で算出した見込額であります。なお、当該総額は国内販売株数の上限に係るものであり、海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。
6. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

7. 引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
9. 当社は、引受人に対し、上記売出数の一部につき、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を要請する予定であります。指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
株式会社沖縄銀行	<u>取得金額500,000千円を上限として要請を行う予定であります。</u>	地元金融機関との関係構築のため
株式会社琉球銀行	<u>取得金額500,000千円を上限として要請を行う予定であります。</u>	地元金融機関との関係構築のため
琉球海運株式会社	<u>取得金額500,000千円を上限として要請を行う予定であります。</u>	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のため
株式会社沖縄海邦銀行	<u>取得金額300,000千円を上限として要請を行う予定であります。</u>	地元金融機関との関係構築のため
オリオンビール従業員持株会	<u>取得金額106,500千円を上限として要請を行う予定であります。</u>	福利厚生のため

なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

(訂正後)

2025年9月16日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日(2025年9月25日(木))に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、引受人の買取引受による売出しは、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第246条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで売出価格を決定する方法をいう。)により決定される価格で行います。

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	<u>27,563,200</u>	<u>22,739,640,000</u>	東京都千代田区大手町2丁目2番2号 野村キャピタル・パートナーズ第一 号投資事業有限責任組合 <u>14,057,300株</u> Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands CJP MC Holdings, L.P. <u>13,505,900株</u>
計(総売出株式)	—	<u>27,563,200</u>	<u>22,739,640,000</u>	—

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 引受人の買取引受による売出しに係る株式の一部は、野村證券株式会社、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社の関連会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売(以下「海外販売」といい、海外販売される株数を「海外販売株数」という。)される予定であります。なお、海外販売株数は、引受人の買取引受による売出しに係る株式数の範囲内で、引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年9月16日)に決定されます。海外販売の内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 6. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。

3. 上記売出数27,563,200株には、日本国内における販売(以下「国内販売」といい、国内販売される株数を「国内販売株数」という。)に供される株式と海外販売に供される株式が含まれており、上記売出数27,563,200株は、引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数の上限の株数であります。最終的な引受人の買取引受による売出しに係る国内販売株数は、引受人の買取引受による売出しの需要状況等を勘案した上で、売出価格決定日(2025年9月16日)に決定されます。

4. 売出価額の総額は、仮条件(800円～850円)の平均価格(825円)で算出した見込額であります。

なお、当該総額は国内販売株数の上限に係るものであり、海外販売株数に係るものにつきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 6. 本邦以外の地域において開始される売出しに係る事項について」をご参照下さい。

5. 売出数等については今後変更される可能性があります。

6. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

7. 引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
8. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。
9. 当社は、引受人に対し、上記売出数の一部につき、当社が指定する販売先（親引け先）への販売を要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先(親引け先)の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 7. 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、指定する販売先（親引け先）・株式数・販売目的は下表に記載のとおりです。

指定する販売先（親引け先）	株式数	販売目的
株式会社沖縄銀行	<u>上限625,000株</u>	地元金融機関との関係構築のため
株式会社琉球銀行	<u>上限625,000株</u>	地元金融機関との関係構築のため
琉球海運株式会社	<u>上限625,000株</u>	事業シナジーの創出を目的とした関係構築のため
株式会社沖縄海邦銀行	<u>上限375,000株</u>	地元金融機関との関係構築のため
オリオンビール従業員持株会	<u>上限133,100株</u>	福利厚生のため

上記株式数は、取得金額の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数(100株未満切捨て)であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	自 2025年 9月17日(水) 至 2025年 9月22日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人の本 支店及び営 業所	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手 町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の 内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株 式会社 東京都港区南青山二 丁目6番21号 楽天証券株式会社 東京都港区六本木一 丁目6番1号 株式会社 S B I 証券 東京都千代田区麹町 一丁目4番地 松井証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されます。売出価格は、2025年9月8日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年9月16日に引受価額と同時に決定される予定であります。仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定される予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 申込証拠金は、売出価格と同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2025年9月16日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 引受人は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
6. 株式受渡期日は、2025年9月25日(木)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
7. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
8. 申込みに先立ち、2025年9月9日から2025年9月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(訂正後)

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	自 2025年 9月17日(水) 至 2025年 9月22日(月)	100	未定 (注) 2.	引受人の本 支店及び営 業所	東京都中央区日本橋 一丁目13番1号 野村證券株式会社 東京都千代田区大手 町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 東京都千代田区丸の 内三丁目3番1号 S M B C 日興証券株 式会社 東京都港区南青山二 丁目6番21号 楽天証券株式会社 東京都港区六本木一 丁目6番1号 株式会社S B I 証券 東京都千代田区麴町 一丁目4番地 松井証券株式会社	未定 (注) 3.

(注) 1. 売出価格は、ブックビルディング方式によって決定されます。

仮条件は、800円以上850円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に検討して決定いたしました。

売出価格は、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2025年9月16日に引受価額と同時に決定される予定であります。需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

- 申込証拠金は、売出価格と同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2025年9月16日)に決定する予定であります。
なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
- 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
- 引受人は、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。
- 株式受渡期日は、2025年9月25日(木)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 申込みに先立ち、2025年9月9日から2025年9月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については、引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

(訂正前)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	<u>3,250,800</u>	<u>2,503,116,000</u>	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社 <u>3,250,800株</u>
計(総売出株式)	—	<u>3,250,800</u>	<u>2,503,116,000</u>	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(770円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の(注)6. に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	4,134,400	3,410,880,000	東京都中央区日本橋一丁目13番1号 野村證券株式会社 4,134,400株
計(総売出株式)	—	4,134,400	3,410,880,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社は、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議の上、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシュエアプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 引受人の買取引受による売出しを中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件(800円～850円)の平均価格(825円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」の(注) 6. に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. グリーンシュエオープンとシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合及びCJP MC Holdings, L.P. (以下「貸株人」と総称する。)より借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、3,250,800株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエオープン」という。)を、2025年10月22日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議の上、2025年9月25日から2025年10月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオープンを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社は、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、野村証券株式会社が当社株主である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合及びCJP MC Holdings, L.P. (以下「貸株人」と総称する。)より借入れる株式であります。これに関連して、野村証券株式会社は、4,134,400株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシュエオープン」という。)を、2025年10月22日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、野村証券株式会社は、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議の上、2025年9月25日から2025年10月22日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、グリーンシュエオープンを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社は、みずほ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

(訂正前)

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合及びCJP MC Holdings, L.P.並びに当社株主であるアサヒビール株式会社、近鉄グループホールディングス株式会社、Patric Dougan、オリオンビール従業員持株会、嘉手苅義男、村野一、與那嶺清、吹田龍平太、檜原忠、亀田浩、高江洲守、土谷徳睦、廣瀬光雄、柳内和子、石井芳典、成重剛、玉木裕、樽岡誠、平良昭、矢沼恵一、上原三成及び湖東彰彦は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年3月23日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエオブションの行使に基づき当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

(訂正後)

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合及びCJP MC Holdings, L.P.並びに当社株主であるアサヒビール株式会社、近鉄グループホールディングス株式会社、Patric Dougan、オリオンビール従業員持株会、嘉手苅義男、村野一、與那嶺清、吹田龍平太、檜原忠、亀田浩、高江洲守、土谷徳睦、廣瀬光雄、柳内和子、石井芳典、成重剛、玉木裕、樽岡誠、平良昭、矢沼恵一、上原三成及び湖東彰彦は、共同主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後180日目の2026年3月23日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシュエオブションの行使に基づき当社普通株式を野村證券株式会社が取得すること等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割及びストックオプションとしての新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

さらに親引け先である株式会社沖縄銀行、株式会社琉球銀行、琉球海運株式会社及び株式会社沖縄海邦銀行は、共同主幹事会社に対して、上場（売買開始）日（当日含む）から同日後180日目の日（2026年3月23日）までの期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当該親引けにより取得した当社普通株式を含む当社株式の売却等は行わない旨の書面を差し入れる予定であります。また、親引け先であるオリオンビール従業員持株会は、共同主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日（当日含む）から同日後180日目の日（2026年3月23日）までの期間中、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

(訂正前)
記載なし

(訂正後)

7. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

(株式会社沖縄銀行)

a. 親引け先の概要	名称	株式会社沖縄銀行
	本店の所在地	沖縄県那覇市久茂地3丁目10番1号
	代表者の役職及び氏名	取締役頭取 山城 正保
	資本金	22,725百万円
	事業の内容	銀行業務
	主たる出資者及び出資比率	株式会社おきなわフィナンシャルグループ 100.00%
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	融資及び資金の決済等に係る取引関係を有しております。
c. 親引け先の選定理由		当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするためであります。
d. 親引けしようとする株式の数		未定(「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、625,000株を上限として、2025年9月16日(売出価格決定日)に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額に足る資金を保有していることを確認しております。
g. 親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(株式会社琉球銀行)

a. 親引け先の概要	名称	株式会社琉球銀行
	本店の所在地	沖縄県那覇市久茂地1丁目11番1号
	代表者の役職及び氏名	取締役頭取 島袋 健
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第109期 (2024年4月1日～2025年3月31日) 2025年6月20日関東財務局長に提出
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	融資及び資金の決済等に係る取引関係を有しております。
c. 親引け先の選定理由		当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするためであります。
d. 親引けしようとする株式の数		未定(「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、625,000株を上限として、2025年9月16日(売出価格決定日)に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額に足る資金を保有していることを確認しております。
g. 親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に關与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(琉球海運株式会社)

a. 親引け先の概要	名称	琉球海運株式会社
	本店の所在地	沖縄県那覇市西1丁目24番11号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 比嘉 茂
	資本金	499,800千円
	事業の内容	海上運送事業、貨物利用運送事業
	主たる出資者及び出資比率	沖縄県 10.00%、琉球海運株式会社共済会 10.00%
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	当社は親引け先の株式を10,000株保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	当社製商品の輸送について取引関係を有しております。
c. 親引け先の選定理由		当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするためであります。
d. 親引けしようとする株式の数		未定(「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、625,000株を上限として、2025年9月16日(売出価格決定日)に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額に足る資金を保有していることを確認しております。
g. 親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(株式会社沖縄海邦銀行)

a. 親引け先の概要	名称	株式会社沖縄海邦銀行
	本店の所在地	沖縄県那覇市久茂地2丁目9番12号
	代表者の役職及び氏名	取締役頭取 新城 一史
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第78期 (2024年4月1日～2025年3月31日) 2025年6月23日沖縄総合事務局長に提出
b. 当社と親引け先との関係	出資関係	当社は親引け先の株式を6,500株保有しております。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	融資及び資金の決済等に係る取引関係を有しております。
c. 親引け先の選定理由		当社株主への参画によって、当社の企業価値向上に資することを目的とするためであります。
d. 親引けしようとする株式の数		未定(「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、375,000株を上限として、2025年9月16日(売出価格決定日)に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針		長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況		当社は、親引け先が親引け予定株式の払込金額に足る資金を保有していることを確認しております。
g. 親引け先の実態		当社は親引け先が、反社会的勢力から資本・資金上の関係構築を行っていないこと、反社会的勢力に対して資金提供を行っていないこと、反社会的勢力に属する者及びそれらと親しい間柄の者を役員等に選任しておらず従業員としても雇用していないこと、反社会的勢力が経営に関与していない旨を確認しており、特定団体等との関係を有していないものと判断しております。

(オリオンビール従業員持株会)

a. 親引け先の概要	オリオンビール従業員持株会(理事長 平田 芳孝) 沖縄県豊見城市宇豊崎1番地411
b. 当社と親引け先との関係	当社グループの従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定(「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式のうち、133,100株を上限として、2025年9月16日(売出価格決定日)に決定される予定。)
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は、払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社の従業員等で構成する従業員持株会であります。

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3. ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、売出価格決定日(2025年9月16日)に決定される予定の「第2 売出要項」における引受人の買取引受による売出しの売出株式の売出価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)	引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋 1-23-1	4,125,200	9.23	4,125,200	9.23
近鉄グループホールディングス株式会社	大阪府大阪市天王寺区上本町 6 丁目 1 番 55 号	4,119,200	9.21	4,119,200	9.21
野村キャピタル・パートナーズ第一号投資事業有限責任組合	東京都千代田区大手町 2 丁目 2 番 2 号	16,165,800	36.16	2,108,500	4.72
CJP MC Holdings, L.P.	Walkers Corporate Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9008, Cayman Islands	15,531,800	34.75	2,025,900	4.53
株式会社沖縄銀行	沖縄県那覇市久茂地 3 丁目 10 番 1 号	—	—	625,000	1.40
株式会社琉球銀行	沖縄県那覇市久茂地 1 丁目 11 番 1 号	—	—	625,000	1.40
琉球海運株式会社	沖縄県那覇市西 1 丁目 24 番 11 号	—	—	625,000	1.40
村野 一	神奈川県横浜市青葉区	482,400 (400,000)	1.08 (0.89)	482,400 (400,000)	1.08 (0.89)
オリオンビール従業員持株会	沖縄県豊見城市宇豊崎 1 番地 411	343,400	0.77	476,500	1.07
Patric Dougan	MACDONNELL ROAD MID LEVELS HONG KONG	440,200 (300,000)	0.98 (0.67)	440,200 (300,000)	0.98 (0.67)
計	—	41,208,000 (700,000)	92.18 (1.57)	15,652,900 (700,000)	35.02 (1.57)

(注) 1. 所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年8月21日現在のものです。

2. 引受人の買取引受による売出し後の所有株式数及び引受人の買取引受による売出し後の株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、2025年8月21日現在の所有株式数及び株式(自己株式を除く。)の総数に、引受人の買取引受による売出し及び親引け(株式会社沖縄銀行625,000株、株式会社琉球銀行625,000株、琉球海運株式会社625,000株、株式会社沖縄海邦銀行375,000株、オリオンビール従業員持株会133,100株として算出)を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

(訂正前)
記載なし

(訂正後)

8. 投資家による引受人の買取引受による売出しにおける関心の表明について

(1) 投資家①の関心の表明について

① 関心の表明の内容

下記の投資家(以下「本投資家①」という。)は、本訂正届出書提出日時点において、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して海外で販売される株式について、下記のとおり、下記の数の当社の普通株式を売出価格にて購入することへの関心を有することを表明しております。この関心の表明は、当社の普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売(配分)される当社の普通株式の数に影響を与える可能性もあり得るため、その内容を以下に記載します。

関心を表明した投資家名	関心を表明した株式数 (注) 1. 及び 2.	引受人の買取引受による売出し後の 発行済株式(自己株式を除く。)の総 数に対する所有株式数の割合 (注) 1. 及び 3.
M&G Investment Management Limitedが運用している下記ファンド ・ M&G Japan Smaller Companies Fund ・ LUX Japan Smaller Companies fund ・ M&G (ACS) Japan Smaller Companies Fund	取得総額21.6百万米ドルに相当する株式数 (ただし、発行済株式の総数の9.5%まで)	9.5%

- (注) 1. 下記注 3. 及び「② 関心の表明の性質」に記載の理由により、本投資家①が実際に取得する株式数及び所有株式数の割合はこれよりも少なくなる可能性があります。
2. 本投資家①が関心を表明した株式数は、上記ファンドの合算値になります。
3. 本書提出日現在の所有株式数及び発行済株式(自己株式を除く。)の総数に、引受人の買取引受による売出しに係る総株式数並びにオーバーアロットメントによる売出しに係る上限株式数を勘案した割合の見込みになります。なお、本投資家①が関心を表明した取得総額のすべてを売出価格の仮条件の下限である800円で取得することを前提として、株式会社みずほ銀行が発表した2025年9月5日の為替レート(1米ドル=148.31円)を用いて日本円に換算し計算した数値と、発行済株式の総数に対する取得上限比率(9.5%)を勘案して記載しております。

本投資家①は、本書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また当社の特別利害関係者(役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員)にも該当いたしません。

本投資家①からは、一定期間当社の普通株式を継続して所有することの確約(ロックアップ)は取得しておらず、またその予定也没有。ただし、本投資家①は、当社普通株式を中長期的に保有するという保有方針を有しております。なお、本投資家①が当社の普通株式を長期保有する場合には、かかる購入はいずれも、当社の株式の流動性を低下させる可能性があります。

なお、本投資家①(ファンド運用会社)の概要は下記となります。

投資家名	M&G Investment Management Limited
所在地	10 Fenchurch Avenue, London, EC3M 5AG, United Kingdom
最高投資責任者(CIO)	Fabiana Fedeli
投資家概要	英国金融行為規制機構(FCA)の規制および認可を受けた資産運用会社
保有ライセンス	英国金融行為規制機構(FCA)による金融サービス業の規制及び認可

② 関心の表明の性質

引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」（以下「配分規則」という。）第2条第1項に従い、当社の普通株式の販売（配分）につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本投資家①に対してより少ない株式を販売するか、又は株式を販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的及び優先的に株式を売付ける、所謂親引け（発行者が指定する販売先への売付け）とは異なります（配分規則第2条第2項参照）。

本投資家①は、関心を表明した株式数（最大値で示されている場合には当該最大値）のうち、引受人から販売（配分）が行われた数について、当社の普通株式を購入する義務を負いますが、（i）当社の財政その他の状態又は、通常の業務から生じるものか否かに関わらず、収益、事業内容又は事業の見込みについて重大な悪変化がないこと、並びに（ii）経済・政治状況又は米国・英国・欧州経済地域参加国・中国（香港及びマカオを含む。）・日本若しくは他の国際金融市場において引受人の買取引受による売出しに対して重大な悪影響を与える変化が生じていないことが購入の条件となっています。

本投資家①が当社の普通株式を購入する場合、引受人は、本投資家①が購入する当社の普通株式について、引受人の買取引受による売出しにおいて販売される他の普通株式と同様の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と売出価格の差分は引受人の手取金となります。

(2) 投資家②の関心の表明について

① 関心の表明の内容

下記の投資家（以下「本投資家②」という。）は、本訂正届出書提出日時点において、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しにおいて、下記のとおり、下記の数の当社の普通株式を売出価格にて購入することへの関心を有することを表明しております。この関心の表明は、当社の普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売（配分）される当社の普通株式の数に影響を与える可能性もあり得るため、その内容を以下に記載します。

関心を表明した投資家名	関心を表明した株式数 (注) 1. 及び 2.	引受人の買取引受による売出し後の 発行済株式（自己株式を除く。）の総 数に対する所有株式数の割合 (注) 1. 及び 3.
ニューバーガー・バーマン株式会社が運用している 下記ファンド ・NB日本株式ESGエンゲージメント・マザーファンド ・NB日本株式マザーファンド ・NB日本株式ベータヘッジマザーファンド ・NBジャパン・アセンダント・クロスオーバー株式 ファンド1号投資事業有限責任組合	1,327,000株	3.3%

(注) 1. 下記注3. 及び「② 関心の表明の性質」に記載の理由により、本投資家②が実際に取得する株式数及び所有株式数の割合はこれよりも増減し、又は本投資家②が購入の申込みを行わないことを決定する可能性があります。

2. 本投資家②が関心を表明した株式数は、上記ファンドの合算値になります。

3. 本書提出日現在の所有株式数及び発行済株式（自己株式を除く。）の総数に、引受人の買取引受による売出しに係る総株式数並びにオーバーアロットメントによる売出しに係る上限株式数を勘案した割合の見込みになります。また、小数点以下第2位を四捨五入しております。

本投資家②は、本書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また当社の特別利害関係者（役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。））、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員）にも該当いたしません。

本投資家②からは、一定期間当社の普通株式を継続して所有することの確約（ロックアップ）は取得しておらず、またその予定もありません。ただし、本投資家②は、当社普通株式を中長期的に保有するという保有方針を有しております。なお、本投資家②が当社の普通株式を長期保有する場合には、かかる購入はいずれも、当社の株式の流動性を低下させる可能性があります。

② 関心の表明の性質

この関心の表明は、法的拘束力のない関心の表明であり、法的拘束力のある購入の契約又は誓約ではありません。また、引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」(以下「配分規則」という。)第2条第1項に従い、当社の普通株式の販売(配分)につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本投資家②に対してより少ない株式を販売するか、又は株式を販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的及び優先的に株式を売付ける、所謂親引け(発行者が指定する販売先への売付け)とは異なります(配分規則第2条第2項参照)。

本投資家②が当社の普通株式を購入する場合、引受人は、本投資家②が購入する当社の普通株式について、引受人の買取引受による売出しにおいて販売される他の普通株式と同様の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と売出価格の差分は引受人の手取金となります。

(3) 投資家③の関心の表明について

① 関心の表明の内容

下記の投資家(以下「本投資家③」という。)は、本訂正届出書提出日時点において、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して海外で販売される株式について、下記のとおり、下記の数当社の普通株式を売出価格にて購入することへの関心を有することを表明しております。この関心の表明は、当社の普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売(配分)される当社の普通株式の数に影響を与える可能性もあり得るため、その内容を以下に記載します。

関心を表明した投資家名	関心を表明した株式数 (注) 1. 及び 2.	引受人の買取引受による売出し後の 発行済株式(自己株式を除く。)の総 数に対する所有株式数の割合 (注) 1. 及び 3.
ニューバーガー・バーマン・グループが運用している下記ファンド ・ Neuberger Berman Japan Equity Engagement Fund ・ 海外籍私募ファンド	1,615,000株	4.0%

(注) 1. 下記注3. 及び「② 関心の表明の性質」に記載の理由により、本投資家③が実際に取得する株式数及び所有株式数の割合はこれよりも増減し、又は本投資家③が購入の申込みを行わないことを決定する可能性があります。

2. 本投資家③が関心を表明した株式数は、上記ファンドの合算値になります。

3. 本書提出日現在の所有株式数及び発行済株式(自己株式を除く。)の総数に、引受人の買取引受による売出しに係る総株式数並びにオーバーアロットメントによる売出しに係る上限株式数を勘案した割合の見込みになります。また、小数点以下第2位を四捨五入しております。

本投資家③は、本書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また当社の特別利害関係者(役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員)にも該当いたしません。

本投資家③からは、一定期間当社の普通株式を継続して所有することの確約(ロックアップ)は取得しておらず、またその予定もありません。ただし、本投資家③は、当社普通株式を中長期的に保有するという保有方針を有しております。なお、本投資家③が当社の普通株式を長期保有する場合には、かかる購入はいずれも、当社の株式の流動性を低下させる可能性があります。

② 関心の表明の性質

この関心の表明は、法的拘束力のない関心の表明であり、法的拘束力のある購入の契約又は誓約ではありません。また、引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」(以下「配分規則」という。)第2条第1項に従い、当社の普通株式の販売(配分)につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本投資家③に対してより少ない株式を販売するか、又は株式を販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的及び優先的に株式を売付ける、所謂親引け(発行者が指定する販売先への売付け)とは異なります(配分規則第2条第2項参照)。

本投資家③が当社の普通株式を購入する場合、引受人は、本投資家③が購入する当社の普通株式について、引受人の買取引受による売出しにおいて販売される他の普通株式と同様の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と売出価格の差分は引受人の手取金となります。

(4) 投資家④の関心の表明について

① 関心の表明の内容

下記の投資家(以下「本投資家④」という。)は、本訂正届出書提出日時点において、引受人の買取引受による売出しに係る売出株式のうち、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して海外で販売される株式について、下記のとおり、下記の数当社の普通株式を売出価格にて購入することへの関心を有することを表明しております。この関心の表明は、当社の普通株式の需要に関する情報であり、また、他の投資家に販売(配分)される当社の普通株式の数に影響を与える可能性もあり得るため、その内容を以下に記載します。

関心を表明した投資家名	関心を表明した株式数 (注) 1. 及び 2.	引受人の買取引受による売出し後の 発行済株式(自己株式を除く。)の総 数に対する所有株式数の割合 (注) 1. 及び 3.
Zennor Asset Management LLPが運用している下記フ ェンド ・ Zennor Japan Fund ・ Zennor Japan Equity Income Fund ・ Zennor Japan Special Situations Fund	取得総額20百万米ド ルに相当する株式数	9.1%

(注) 1. 下記注3. 及び「② 関心の表明の性質」に記載の理由により、本投資家④が実際に取得する株式数及び所有株式数の割合はこれよりも少なくなる可能性があります。

2. 本投資家④が関心を表明した株式数は、上記ファンドの合算値になります。

3. 本書提出日現在の所有株式数及び発行済株式(自己株式を除く。)の総数に、引受人の買取引受による売出しに係る総株式数並びにオーバーアロットメントによる売出しに係る上限株式数を勘案した割合の見込みになります。なお、本投資家④が関心を表明した取得総額のすべてを売出価格の仮条件の下限である800円で取得することを前提として、株式会社みずほ銀行が発表した2025年9月5日の為替レート(1米ドル=148.31円)を用いて日本円に換算し、計算しております。また、小数点以下第2位を四捨五入しております。

本投資家④は、本書提出日現在において、当社と資本関係はなく、また当社の特別利害関係者(役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。))、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員)にも該当いたしません。

本投資家④からは、一定期間当社の普通株式を継続して所有することの確約(ロックアップ)は取得しておらず、またその予定もありません。ただし、本投資家④は、当社普通株式を中長期的に保有するという保有方針を有しております。なお、本投資家④が当社の普通株式を長期保有する場合には、かかる購入はいずれも、当社の株式の流動性を低下させる可能性があります。

なお、本投資家④(ファンド運用会社)の概要は下記となります。

投資家名	<u>Zennor Asset Management LLP</u>
所在地	<u>86 Duke of York Square, London, SW3 4LY, United Kingdom</u>
最高投資責任者(CIO)	<u>David Mitchinson</u>
投資家概要	<u>英国金融行為規制機構(FCA)の規制および認可を受けた資産運用会社</u>
保有ライセンス	<u>英国金融行為規制機構(FCA)による金融サービス業の規制及び認可</u>

② 関心の表明の性質

引受人は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分等に関する規則」(以下「配分規則」という。)第2条第1項に従い、当社の普通株式の販売(配分)につき、公正を旨とし、特定の投資家に偏ることのないよう努めますので、他の投資家による申込みの状況次第では、本投資家④に対してより少ない株式を販売するか、又は株式を販売しないことを決定する可能性があります。この点は、発行者が指定する販売先へ確定的及び優先的に株式を売付ける、所謂親引け(発行者が指定する販売先への売付け)とは異なります(配分規則第2条第2項参照)。

本投資家④は、関心を表明した株式数(最大値で示されている場合には当該最大値)のうち、引受人から販売(配分)が行われた数について、当社の普通株式を購入する義務を負いますが、(i)当社の財政その他の状態又は、通常の業務から生じるものか否かに関わらず、収益、事業内容又は事業の見込みについて重大な悪変化がないこと、並びに(ii)経済・政治状況又は米国・英国・欧州経済地域参加国・中国(香港及びマカオを含む。）・日本若しくは他の国際金融市場において引受人の買取引受による売出しに対して重大な悪影響を与える変化が生じていないことが購入の条件となっています。

本投資家④が当社の普通株式を購入する場合、引受人は、本投資家④が購入する当社の普通株式について、引受人の買取引受による売出しにおいて販売される他の普通株式と同様の引受価額でこれを取得し、当該引受価額と売出価格の差分は引受人の手取金となります。

第二部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

a. 財政状態の状況

(訂正前)

第69期第1四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)

当第1四半期連結累計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比較して7,295百万円減少し、43,580百万円となりました。主な要因は、配当金の支払等に伴う現金及び預金の減少3,818百万円、オリオンホテル那覇の資産売却等に伴う有形固定資産の減少3,970百万円になります。

負債につきましては、前連結会計年度末と比較して5,110百万円減少し、26,797百万円となりました。主な要因は、未払法人税等の減少2,754百万円、前期末自己株式取得に係る源泉所得税の支払等に伴う預り金の減少1,414百万円、資産除去債務の減少581百万円によるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末と比較して2,185百万円減少し、16,783百万円となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益1,488百万円、及び前連結会計年度に属する配当金支払による減少3,673百万円によるものです。

(訂正後)

第69期第1四半期連結累計期間(自 2025年4月1日 至 2025年6月30日)

当第1四半期連結累計期間末の総資産は、前連結会計年度末と比較して7,295百万円減少し、43,580百万円となりました。主な要因は、配当金の支払等に伴う現金及び預金の減少3,818百万円、オリオンホテル那覇の資産売却等に伴う有形固定資産の減少3,970百万円になります。

負債につきましては、前連結会計年度末と比較して5,110百万円減少し、26,797百万円となりました。主な要因は、未払法人税等の減少2,754百万円、前期末自己株式取得に係る源泉所得税の支払等に伴う預り金の減少1,409百万円、資産除去債務の減少581百万円によるものです。

純資産につきましては、前連結会計年度末と比較して2,185百万円減少し、16,783百万円となりました。主な要因は、親会社株主に帰属する四半期純利益1,488百万円、及び前連結会計年度に属する配当金支払による減少3,673百万円によるものです。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

(参考情報)

(訂正前)

当社グループは、過年度からの経営成績の推移を適切に把握すること、また投資者の投資判断に有用と考えられる指標を十分に開示することを目的に、一過性要因を調整した経営指標を算出しております。なお、これらは国際会計基準(IFRS)により規定された指標ではありません。

回次	第4期	第65期	第66期	第67期	第68期
	オーシャン・ホールディングス株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	21,439	18,517	23,544	26,009	28,866
売上高 (収益認識基準適用後) (百万円)	17,468	18,517	23,544	26,009	28,866
売上高 (酒税抜き) (百万円)	13,418	14,666	18,571	20,633	23,430
営業利益 (百万円)	522	302	2,697	2,850	3,479
調整後営業利益 (百万円)	547	302	2,764	2,906	3,531
EBITDA (百万円)	2,312	2,102	4,430	4,585	5,222
調整後EBITDA (百万円)	2,337	2,102	4,497	4,641	5,274
親会社株主に帰属する当期利益 (百万円)	<u>△207</u>	<u>1,175</u>	<u>3,152</u>	4,649	7,301
調整後税引後当期利益 (百万円)	△45	169	2,676	2,380	2,554

(訂正後)

当社グループは、過年度からの経営成績の推移を適切に把握すること、また投資者の投資判断に有用と考えられる指標を十分に開示することを目的に、一過性要因を調整した経営指標を算出しております。なお、これらは国際会計基準(IFRS)により規定された指標ではありません。

回次	第4期	第65期	第66期	第67期	第68期
	オーシャン・ホールディングス株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社	オリオンビール株式会社
決算年月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月	2025年3月
売上高 (百万円)	21,439	18,517	23,544	26,009	28,866
売上高 (収益認識基準適用後) (百万円)	17,468	18,517	23,544	26,009	28,866
売上高 (酒税抜き) (百万円)	13,418	14,666	18,571	20,633	23,430
営業利益 (百万円)	522	302	2,697	2,850	3,479
調整後営業利益 (百万円)	547	302	2,764	2,906	3,531
EBITDA (百万円)	2,312	2,102	4,430	4,585	5,222
調整後EBITDA (百万円)	2,337	2,102	4,497	4,641	5,274
親会社株主に帰属する当期利益 (百万円)	<u>△271</u>	<u>1,077</u>	<u>3,150</u>	4,649	7,301
調整後税引後当期利益 (百万円)	△45	169	2,676	2,380	2,554